

### 第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

#### 一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</b> 第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p><b>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</b> 第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小企業者 第3款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係 第42条の5（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の12（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の12の2（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の12の3（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償</p>	<p><b>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</b> 第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p><b>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</b> 第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小企業者 第3款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係 第42条の5（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の12（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>却又は法人税額の特別控除）関係</u></p> <p>第 42 条の 12 の 4 <u>（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</u></p> <p>第 42 条の 13 （法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係</p> <p>第 43 条 （特定設備等の特別償却）関係</p> <p>    第 1 款  共通事項</p> <p>    第 2 款  公害防止設備</p> <p>    第 3 款  海洋運輸業等</p> <p>第 43 条の 2 （関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係</p> <p>第 44 条 （集積区域における集積産業用資産の特別償却）関係</p> <p>第 44 条の 4 （特定農産加工品生産設備等の特別償却）関係</p> <p>    第 1 款  特定農産加工品生産設備</p> <p>    第 2 款  新用途米穀加工品等製造設備</p> <p><u>第 44 条の 5 （特定信頼性向上設備の特別償却）関係</u></p> <p>第 45 条 （特定地域における工業用機械等の特別償却）関係</p> <p>第 45 条の 2 （医療用機器等の特別償却）関係</p> <p>第 46 条 （障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）関係</p> <p>第 46 条の 2 （支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却）関係</p> <p>第 46 条の 3 （次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却）関係</p> <p>第 47 条 （サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）関係</p> <p>第 47 条の 2 （特定再開発建築物等の割増償却）関係</p> <p>第 48 条 （倉庫用建物等の割増償却）関係</p>	<p>第 42 条の 13 （法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係</p> <p>第 43 条 （特定設備等の特別償却）関係</p> <p>    第 1 款  共通事項</p> <p>    第 2 款  公害防止設備</p> <p>    第 3 款  海洋運輸業等</p> <p>第 43 条の 2 （関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係</p> <p>第 44 条 （集積区域における集積産業用資産の特別償却）関係</p> <p>第 44 条の 4 （特定農産加工品生産設備等の特別償却）関係</p> <p>    第 1 款  特定農産加工品生産設備</p> <p>    第 2 款  新用途米穀加工品等製造設備</p> <p><u>第 44 条の 5 （特定高度通信設備の特別償却）関係</u></p> <p>第 45 条 （特定地域における工業用機械等の特別償却）関係</p> <p>第 45 条の 2 （医療用機器等の特別償却）関係</p> <p>第 46 条 （障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）関係</p> <p>第 46 条の 2 （支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却）関係</p> <p>第 46 条の 3 （次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却）関係</p> <p>第 47 条 （サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）関係</p> <p>第 47 条の 2 （特定再開発建築物等の割増償却）関係</p> <p>第 48 条 （倉庫用建物等の割増償却）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 52 条の 3 《準備金方式による特別償却》関係</p> <p><b>第 2 章 準備金等</b></p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 《共通事項》関係</p> <p>第 55 条 《海外投資等損失準備金》関係</p> <p>第 55 条の 5 《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係</p> <p>第 55 条の 6 《特定災害防止準備金》関係</p> <p>第 56 条 《新幹線鉄道大規模改修準備金》関係</p> <p>第 57 条の 3 《使用済燃料再処理準備金》関係</p> <p>第 57 条の 4 《原子力発電施設解体準備金》関係</p> <p>第 57 条の 5 《保険会社等の異常危険準備金》関係</p> <p>第 57 条の 6 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係</p> <p>第 57 条の 7 《関西国際空港用地整備準備金》関係</p> <p>第 57 条の 7 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係</p> <p>第 57 条の 8 《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係</p> <p><u>第 57 条の 9</u> 《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係</p> <p><b>第 3 章 削 除</b></p> <p><b>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</b></p> <p>第 58 条 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係</p> <p><b>第 5 章 沖縄の認定法人の課税の特例</b></p> <p>第 60 条 《沖縄の認定法人の所得の特別控除》関係</p> <p><b>第 5 章の 2 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</b></p>	<p>第 52 条の 3 《準備金方式による特別償却》関係</p> <p><b>第 2 章 準備金等</b></p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 《共通事項》関係</p> <p>第 55 条 《海外投資等損失準備金》関係</p> <p>第 55 条の 5 《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係</p> <p>第 55 条の 6 《特定災害防止準備金》関係</p> <p>第 56 条 《新幹線鉄道大規模改修準備金》関係</p> <p>第 57 条の 3 《使用済燃料再処理準備金》関係</p> <p>第 57 条の 4 《原子力発電施設解体準備金》関係</p> <p>第 57 条の 5 《保険会社等の異常危険準備金》関係</p> <p>第 57 条の 6 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係</p> <p>第 57 条の 7 《関西国際空港用地整備準備金》関係</p> <p>第 57 条の 7 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係</p> <p>第 57 条の 8 《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係</p> <p><u>第 57 条の 10</u> 《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係</p> <p><b>第 3 章 削 除</b></p> <p><b>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</b></p> <p>第 58 条 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係</p> <p><b>第 5 章 沖縄の認定法人の課税の特例</b></p> <p>第 60 条 《沖縄の認定法人の所得の特別控除》関係</p> <p><b>第 5 章の 2 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 60 条の 2 (国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例) 関係</p>	<p>第 60 条の 2 (国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例) 関係</p>
<p><b>第 5 章の 3 認定研究開発事業法人等の課税の特例</b></p>	
<p>第 61 条 (認定研究開発事業法人等の課税の特例) 関係</p>	
<p><b>第 6 章 削 除</b></p>	<p><b>第 6 章 削 除</b></p>
<p><b>第 7 章 認定農業生産法人等の課税の特例</b></p>	<p><b>第 7 章 認定農業生産法人等の課税の特例</b></p>
<p>第 61 条の 2 (農業経営基盤強化準備金) 関係</p>	<p>第 61 条の 2 (農業経営基盤強化準備金) 関係</p>
<p>第 61 条の 3 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係</p>	<p>第 61 条の 3 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係</p>
<p><b>第 8 章 交際費等の課税の特例</b></p>	<p><b>第 8 章 交際費等の課税の特例</b></p>
<p>第 61 条の 4 (交際費等の損金不算入) 関係</p>	<p>第 61 条の 4 (交際費等の損金不算入) 関係</p>
<p>第 1 款 交際費等の範囲</p>	<p>第 1 款 交際費等の範囲</p>
<p>第 2 款 損金不算入額の計算</p>	<p>第 2 款 損金不算入額の計算</p>
<p><b>第 9 章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</b></p>	<p><b>第 9 章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</b></p>
<p>第 62 条の 3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係</p>	<p>第 62 条の 3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係</p>
<p>第 1 款 課税対象の範囲等</p>	<p>第 1 款 課税対象の範囲等</p>
<p>第 2 款 収益の額</p>	<p>第 2 款 収益の額</p>
<p>第 3 款 原価の額</p>	<p>第 3 款 原価の額</p>
<p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p>	<p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p>
<p>第 5 款 適用除外関係</p>	<p>第 5 款 適用除外関係</p>
<p>第 6 款 その他</p>	<p>第 6 款 その他</p>
<p>第 63 条 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係</p>	<p>第 63 条 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p>	<p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p>
<p><b>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p>第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p>	<p><b>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p>第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係</p> <p>第 66 条 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 66 条の 2 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p>	<p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係</p> <p><u>第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係</u></p> <p>第 66 条 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 66 条の 2 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p>
<p><b>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</b></p> <p>第 66 条の 4 (国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第 3 款 比較対象取引</p> <p>第 4 款 独立企業間価格の算定</p> <p>第 5 款 利益分割法の適用</p> <p>第 6 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適</p>	<p><b>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</b></p> <p>第 66 条の 4 (国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第 3 款 比較対象取引</p> <p>第 4 款 独立企業間価格の算定</p> <p>第 5 款 利益分割法の適用</p> <p>第 6 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適</p>

改 正 後	改 正 前
<p>用</p> <p>第 8 款 申告調整等</p> <p>第 9 款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p><b>第 12 章 関連者等に係る利子等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係</p> <p><b>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係</p> <p><b>第 14 章 その他の特例</b></p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の<u>所得の計算</u>の特例》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の<u>所得の計算</u>の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p>	<p>用</p> <p>第 8 款 申告調整等</p> <p>第 9 款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p><b>第 12 章 関連者等に係る利子等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係</p> <p><b>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係</p> <p><b>第 14 章 その他の特例</b></p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の<u>所得計算</u>の特例》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の<u>所得計算</u>の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 68 条（特定の協同組合等の法人税率の特例）関係 第 68 条の 2 の 3（適格合併等の範囲等に関する特例）関係 第 1 款 合併法人等 第 2 款 特定軽課税外国法人	第 68 条（特定の協同組合等の法人税率の特例）関係 第 68 条の 2 の 3（適格合併等の範囲等に関する特例）関係 第 1 款 合併法人等 第 2 款 特定軽課税外国法人

## 二 第 42 条の 4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>（事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用）</u></p> <p><u>42 の 4 (3) - 2 措置法令第 27 条の 4 第 8 項第 3 号又は第 7 号の規定の適用上、法人と共同し又は法人から委託を受けて試験研究を行う者が、当該法人の事業年度の中途において同項第 3 号に規定する他の者又は同項第 7 号に規定する特定中小企業者に該当しないこととなった場合には、当該法人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用の額は、措置法第 42 条の 4 第 12 項第 3 号に規定する特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>（注） 法人と共同し又は法人から委託を受けて試験研究を行う者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において措置法令第 27 条の 4 第 8 項第 3 号に規定する他の者又は同項第 7 号に規定する特定中小企業者に該当しない場合には、たとえその後これらの者に該当することとなったときであっても、当該法人の当該試験研究のために要する費用の全額が、措置法第 42 条の 4 第 12 項第 3 号に規定する特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</u></p> <p>（移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法）</p>	<p>（新 設）</p> <p>（移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法）</p>



改 正 後	改 正 前
<u>42の4(3)-3</u> .....	<u>42の4(3)-2</u> .....

### 三 第42条の5～第48条((共通事項))関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42の5～48(共)-1 措置法第42条の5第1項及び<u>第6項</u>、第42条の6第1項、第42条の11第1項、<u>第42条の12の2第1項</u>、<u>第42条の12の3第1項</u>、第43条から第44条まで<u>並びに</u>第44条の3から第48条まで.....</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42の5～48(共)-2 .....措置法第42条の5第1項<u>及び第6項</u>、第42条の6第1項、第42条の11第1項、<u>第42条の12の2第1項</u>、<u>第42条の12の3第1項</u>、第43条から第44条まで<u>並びに</u>第44条の3から第48条までの規定(同法第68条の10第1項<u>及び第6項</u>、第68条の11第1項、第68条の15第1項、<u>第68条の15の3第1項</u>、<u>第68条の15の4第1項</u>、第68条の16、第68条の17、第68条の20、第68条の24から第68条の27まで、第68条の29 <u>並びに</u>第68条の31から第68条の36まで.....</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42の5～48(共)-3 .....第42条の11、<u>第42条の12の2</u>、<u>第42条の12の3</u>.....</p> <p>④1 .....</p> <p>2 .....</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42の5～48(共)-1 措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の11第1項、第43条から第44条まで<u>及び</u>第44条の3から第48条まで.....</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42の5～48(共)-2 .....措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の11第1項、第43条から第44条まで<u>及び</u>第44条の3から第48条までの規定(同法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の15第1項、第68条の16、第68条の17、第68条の20、第68条の24から第68条の27まで、第68条の29 <u>及び</u>第68条の31から第68条の36まで.....</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42の5～48(共)-3 .....第42条の11.....</p> <p>④1 .....</p> <p>2 .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(被合併法人等有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>42 の 5～48 (共) - 4 ……………</p> <p>……………第 42 条の 9 第 3 項、第 42 条の 11 第 4 項又は第 42 条の 12 の 3 第 4 項……………</p>	<p>(被合併法人等有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>42 の 5～48 (共) - 4 ……………</p> <p>……………第 42 条の 9 第 3 項又は第 42 条の 11 第 4 項……………</p>

四 第 42 条の 11 (国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42 の 11-1 ……………機械及び装置又は器具及び備品の <u>1 台又は 1 基</u> の取得価額が 2,000 万円以上又は <u>1,000 万円以上</u>…………… <u>1 単位</u>……………</p> <p>……</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>42 の 11-2 ……………<u>器具及び備品</u>……………<u>1,000 万円以上</u>……………</p> <p>……………<u>器具及び備品</u>……………</p> <p><u>同項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1 億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(開発研究の意義)</u></p> <p>42 の 11-5 <u>措置法第 42 条の 11 第 1 項第 1 号に規定する開発研究 (以下「開発研究」という。)</u> とは、次に掲げる試験研究をいう。</p> <p>(1) <u>新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</u></p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42 の 11-1 ……………機械及び装置の <u>1 台又は 1 基</u> の取得価額が 2,000 万円以上…………… <u>1 単位</u>……………</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>42 の 11-2 ……………<u>建物等及び構築物</u>…………… <u>1 億円以上</u>……………</p> <p>……………<u>建物等及び構築物</u>……………</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) <u>新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</u></p> <p>(3) <u>(1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</u></p> <p>(4) <u>現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</u></p> <p><u>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</u></p> <p><u>42の11-6 措置法第42条の11第1項第1号に規定する「専ら開発研究(……)の用に供されるもの」とは、耐用年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42の11-7</u> .....</p>	<p>(新 設)</p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42の11-5</u> .....</p>

五 第42条の12(雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>42の12-2 措置法第42条の12第2項第7号</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p>	<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>42の12-2 措置法第42条の12第2項第6号</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p>

六 第 42 条の 12 の 2 (国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 42 条の 12 の 2 (国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(生産等設備の範囲)</u></p> <p><u>42 の 12 の 2-1 措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項に規定する生産等設備(以下「生産等設備」という。)とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のよう、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動(以下これらを「生産等活動」という。)の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</u></p> <p><u>④1 一棟の建物が本店用と店舗用に共用される場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されるもの(以下「共用資産」という。)については、その全てが生産等設備となることに留意する。</u></p> <p><u>2 法人がその有する共用資産を生産等活動の用に供される部分とそれ以外の用に供される部分とに合理的に区分し、これに基づいて措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項に規定する生産等資産の取得価額の合計額及び同項に規定する比較取得資産総額を計算している場合には、継続適用を条件としてこれを認める。</u></p> <p><u>(償却費として損金経理をした金額)</u></p> <p><u>42 の 12 の 2-2 措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項に規定する「償却費として損金経理(……)をした金額」には、基本通達 7-5-1 又は 7-5-2 の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額は含まれ</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>



改 正 後	改 正 前
<p><u>得価額によることに留意する。</u></p> <p><u>(機械等の範囲)</u></p> <p><u>42の12の2-5 措置法第42条の12の2第1項に規定する機械等には、措置法第65条の7の規定による圧縮記帳の適用を受けたこと等により措置法第42条の12の2の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>42の12の2-6 法人が、その取得又は製作若しくは建設をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該法人のためにする国内における製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は国内にある当該法人の営む事業の用に供したものとして措置法第42条の12の2の規定を適用する。</u></p> <p><u>(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)</u></p> <p><u>42の12の2-7 措置法第42条の12の2第1項の規定により、贈与による取得は同項の取得に該当しないのであるから、次に掲げる場合は、次によることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 減価償却資産を著しく低い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受けの時における当該減価償却資産の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該譲受価額による取得があったものとする。</u></p> <p><u>(2) 減価償却資産を著しく高い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受けの時における当該減価償却資産の価額との差額に相当する金額の贈</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>与をしたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該減価償却資産の価額による取得があったものとする。</u></p> <p><u>(機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>42の12の2-8 法人が措置法第42条の12の2第1項(同法第68条の15の3第1項を含む。)に規定する機械等を事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。)後の事業年度において当該機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった機械等に係る措置法第42条の12の2第2項(同法第68条の15の3第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

**七 第42条の12の3(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係**

改 正 後	改 正 前
<p><u>第42条の12の3(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</u></p> <p><u>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>42の12の3-1 法人が、措置法第42条の12の3第1項に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした同項に規定する経営改善設備を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>(注) 法人が、同条第2項に規定する「特定中小企業者等」に該当するかどうか</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の判定についても、同様とする。</u></p>	
<p><u>(圧縮記帳をした経営改善設備の取得価額)</u></p>	(新 設)
<p><u>42の12の3-2 措置法令第27条の12の3第3項に規定する器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が30万円以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その器具及び備品又は建物附属設備が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>	
<p><u>(主たる事業でない場合の適用)</u></p>	(新 設)
<p><u>42の12の3-3 法人の営む事業が措置法第42条の12の3第1項に規定する事業（以下「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u></p>	
<p><u>(事業の判定)</u></p>	(新 設)
<p><u>42の12の3-4 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</u></p>	
<p><u>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される経営改善設備)</u></p>	(新 設)
<p><u>42の12の3-5 指定事業とその他の事業とを営む法人が、その取得等をした措置法第42条の12の3第1項に規定する経営改善設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したのものとして同条の規定を適用する。</u></p>	
<p><u>(経営改善設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p>	(新 設)



改 正 後	改 正 前
<p><u>42の12の3-6 法人が措置法第42条の12の3第1項（同法第68条の15の4第1項を含む。）に規定する経営改善設備を指定事業の用に供した日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。）後の事業年度において当該経営改善設備の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった経営改善設備に係る措置法第42条の12の3第2項（同法第68条の15の4第2項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>	

八 第42条の12の4（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第42条の12の4（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</u></p> <p><u>（中小企業者等であるかどうかの判定の時期）</u></p> <p><u>42の12の4-1 法人が措置法第42条の12の4第1項の中小企業者等に該当するかどうかは、同項の規定の適用を受ける事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</u></p> <p><u>42の12の4-2 措置法第42条の12の4第2項第3号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>雇用保険法施行規則第 110 条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第 6 条の 2 に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</u></p> <p>(2) <u>法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人(以下「出向者」という。)に対する給与を出向元法人(出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。)が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人(出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。)から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額(以下「給与負担金の額」という。)</u></p> <p><u>(出向先法人が支出する給与負担金)</u></p> <p><u>42 の 12 の 4-3 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項第 3 号から第 5 号までの「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含まれる。</u></p>	<p>(新 設)</p>

九 第 42 条の 13 ((法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(控除可能期間の判定)</p> <p>42 の 13-1 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額をいう。</p>	<p>(控除可能期間の判定)</p> <p>42 の 13-1 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………、平成 21 年度分繰越税額控除限度超過額、平成 22 年度分繰</p>



改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>44の5-1</u> 法人が、措置法第44条の5第1項に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした措置法第44条の5第1項に規定する特定高度通信設備（以下「特定高度通信設備」という。）を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p> <p><u>(附属装置等の同時設置の意義)</u></p> <p><u>44の5-2</u> 平成23年8月30日付総務省告示第403号においてサーバー用の電子計算機と同時に設置することを条件として、特定高度通信設備に該当する旨の定めのある附属の補助記憶装置若しくは電源装置又は加入者系光ファイバケーブル等（以下「附属装置等」という。）には、一の計画に基づきサーバー用の電子計算機を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属装置等が含まれるものとする。</p>

十二 第44条の5（特定信頼性向上設備の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第44条の5（特定信頼性向上設備の特別償却）関係</u></p> <p><u>(附属装置等の同時設置の意義)</u></p> <p><u>44の5-1</u> 平成25年4月30日付総務省告示第204号においてサーバー用の電子計算機と同時に設置することを条件として、措置法第44条の5第1項に規定する特定信頼性向上設備に該当する旨の定めのある非常用電源装置若しくはルーター若しくはスイッチ又は附属の補助記憶装置若しくは電源装置（以下「附属装置等」という。）には、一の計画に基づきサーバー用の電子計算機の設置の</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>前後相当期間内に設置するこれらの附属装置等が含まれるものとする。</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</u></p> <p><b>44の5-2</b> <u>法人が措置法令第28条の8第2項第2号イに規定する要件を満たすかどうかを判定する場合において、同号イの一の生産等設備を構成する特定信頼性向上設備又は減価償却資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳の適用を受けたこれらの資産の取得価額は、その圧縮記帳後の金額によるものとする。</u></p>	(新 設)

### 十三 第45条(特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(生産等設備等の範囲)</u></p> <p>45-1 .....  .....<u>同条第4項、第6項、第8項若しくは第10項</u>.....  本店.....  <u>同条第15項又は第18項に規定する設備についても、同様とする。</u></p> <p><u>(適用対象地域が重複する場合の選択適用)</u></p> <p>45-2 .....工業用機械等(以下「工業用機械等」という。)の取得等  <u>(取得又は製作若しくは建設をいう。以下同じ。)</u> .....<u>同項</u>.....  .....</p> <p><u>(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)</u></p>	<p><u>(生産等設備の範囲)</u></p> <p>45-1 .....  .....<u>同条第5項、第8項、第10項若しくは第12項</u>.....  本店、<u>販売所</u>.....</p> <p><u>(適用対象地域が重複する場合の選択適用)</u></p> <p>45-2 .....工業用機械等の取得等.....<u>同条</u>.....  .....</p> <p><u>(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>45-2の2 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>同項第2号ロ</u>……………<u>又は措置法令第28条の9第15項各号若しくは第18項各号に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円、1,000万円若しくは2,000万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45-3 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>同項第2号ロ</u>……………<u>又は措置法令第28条の9第15項各号若しくは第18項各号に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円、1,000万円若しくは2,000万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(注) ……………<u>工業用機械等又は措置法第45条第2項に規定する産業振興機械等(以下「産業振興機械等」という。)</u>……………<u>同条第1項又は第2項</u>……………</p> <p>(工業用機械等又は産業振興機械等の範囲)</p> <p>45-4 <u>工業用機械等又は産業振興機械等</u>……………</p> <p>(特別償却等の対象となる新設又は増設に伴い取得等をした資産)</p> <p>45-5 ……………<u>工業用機械等</u>……………<u>取得等をした</u>…………… ……………<u>取得等をした</u>……………</p>	<p>45-2の2 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>又は同項第2号ロ</u>……………の判定についても、同様とする。</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45-3 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>又は同項第2号ロ</u>……………の判定についても、同様とする。</p> <p>(注) ……………<u>措置法第45条第1項に規定する工業用機械等</u>…………… ……………<u>同項</u>……………</p> <p>(工業用機械等の範囲)</p> <p>45-4 <u>措置法第45条第1項に規定する工業用機械等</u>……………</p> <p>(特別償却の対象となる資産)</p> <p>45-5 ……………<u>同項に規定する工業用機械等</u>……………<u>取得し、又は製作し、若しくは建設した</u>……………<u>取得し、又は製作し、若しくは建設した</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>同条第2項に規定する中小規模法人（以下「中小規模法人」という。）以外の法人が同項に規定する取得等をした同項の規定による割増償却の対象となる産業振興機械等についても、同様とする。</u></p> <p>（新增設の範囲）</p> <p>45-5の2 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p><u>④ 本文の取扱いは、中小規模法人以外の法人が同条第2項に規定する取得等をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物が、同項に規定する新設又は増設に係る当該設備を構成する産業振興機械等に該当するかどうかの判定について、準用する。</u></p> <p>（工場用等の建物及びその附属設備の意義）</p> <p>45-6 ……………</p> <p><u>措置法令第28条の9第5項、第7項及び第9項……………</u></p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ ……………</p> <p>（特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備）</p> <p>45-8 ……………</p> <p><u>同条第2項に規定する建物の附属設備についても、同様とする。</u></p>	<p>（新增設の範囲）</p> <p>45-5の2 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>（工場用等の建物及びその附属設備の意義）</p> <p>45-6 ……………</p> <p><u>措置法令第28条の9第7項、第9項及び第11項……………</u></p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ ……………</p> <p>（特別償却の対象となる工場用建物等の附属設備）</p> <p>45-8 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の合計額が <u>10 億円を超えるかどうか等の判定</u>)</p> <p>45-9 <u>措置法第 45 条の適用上、同条第 1 項に規定する</u>…………… …………… ……………<u>同項第 2 号ロ</u>……………<u>又は同条第 15 項各号若しくは第 18 項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>45-11 ……………<u>若しくは地域内又は同条第 2 項の表の各号の上欄に掲げる地区内</u> (以下「特定地域内」という。)において行う事業が<u>同条第 1 項の表の各号の第 2 欄又は同条第 2 項の表の各号の中欄に掲げる事業</u> (以下「指定事業」という。)……………<u>工業用機械等又は産業振興機械等の同条第 1 項又は第 2 項の取得等</u>……………<u>当該工業用機械等又は産業振興機械等</u>……………</p> <p>④1 …………… ……………<u>製造の事業又は製造業</u>に該当する。</p> <p>2 ……………</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>45-12 …………… ……………<u>工業用機械等又は産業振興機械等</u>……………<u>当該工業用機械等又は産業振興機械等</u>……………<u>工業用機械等又は産業振興機械等</u>……………</p> <p>④ ……………</p>	<p>(取得価額の合計額が <u>10 億円等を超えるかどうかの判定</u>)</p> <p>45-9 <u>措置法第 45 条第 1 項の適用上、</u>…………… …………… ……………<u>又は同項第 2 号ロ</u>……………<u>の判定についても同様とする。</u></p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>45-11 ……………<u>又は地域内</u> (以下 45-12 までにおいて「特定地域内」という。)において行う事業が<u>同項の表の各号の第 2 欄に掲げる事業</u> (以下 45-12 までにおいて「指定事業」という。)……………<u>工業用機械等の取得等</u>……………<u>当該工業用機械等</u>……………</p> <p>④1 …………… ……………<u>製造の事業</u>に該当する。</p> <p>2 ……………</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>45-12 …………… ……………<u>措置法第 45 条第 1 項に規定する工業用機械等</u>…………… <u>当該工業用機械等</u>……………<u>工業用機械等</u>……………</p> <p>④ ……………</p>



改 正 後	改 正 前
<p>……………<u>措置法第 45 条第 1 項の表の各号の第 2 欄に掲げる製造の事業又は同条第 2 項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。</u></p> <p><u>(中小規模法人であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><b>45-13</b> <u>法人が中小規模法人に該当する法人であるかどうかは、その取得等（措置法第 45 条第 2 項に規定する取得等をいう。）をした産業振興機械等を指定事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p>	<p>……………<u>同項の表の第 2 欄に掲げる製造の事業に該当しない。</u></p> <p>(新 設)</p>

**十四 第 47 条(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係**

改 正 後	改 正 前
<p>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の範囲)</p> <p><b>47-1</b> ……………</p> <p>……………<u>新築……………新築……………<u>新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古住宅等</u></u>……………</p> <p>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定の時期等)</p> <p><b>47-3</b> サービス付き高齢者向け賃貸住宅……………<u>措置法第 47 条第 1 項の規定</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の範囲)</p> <p><b>47-1</b> ……………</p> <p>……………<u>取得又は新築……………取得又は新築……………<u>他から取得した中古住宅又は新築後他の用に使用されていたもの等</u></u>……………</p> <p>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定の時期等)</p> <p><b>47-3</b> <u>措置法第 47 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>……………</p> <p>……………<u>同項の規定</u>……………</p> <p>……………</p>

十五 第 47 条の 2 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(昇降機が設置されている建築物の範囲)</u></p> <p><u>47 の 2-4 措置法令第 29 条の 5 第 4 項第 2 号に規定する昇降機が設置されている特別特定建築物は、(1)及び(2)の階に停止するかごを備えたエレベーターを、(1)の階ごとに一以上設置している建築物に限られることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は車いす使用者用浴室等がある階</u></p> <p><u>(2) 直接地上へ通ずる出入口がある階</u></p> <p><u>②1 例えば、地上 1 階部分のみが不特定かつ多数の者に利用され、又は主に高齢者、障害者等に利用されることとされている建物が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 3 項の認定を受けた計画 (同法第 18 条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの) に係る特別特定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係るエレベーターは措置法令第 29 条の 5 第 4 項第 2 号に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第 47 条の 2 第 1 項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>2 措置法令第 29 条の 5 第 4 項第 2 号に規定する昇降機は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次のエレベーターごとに定める事項に適合するものであることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 本文の一以上設置すべきこととされるエレベーター</u></p> <p><u>イ 不特定かつ多数の者が利用するエレベーター 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令 (以下「基準省令」という。) 第 7 条第 5 項及び第 6 項に規定する事項</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(用途変更等があった場合の適用)</p> <p><u>47の2-4</u> .....</p>	<p><u>ロ 主として高齢者、障害者等が利用するエレベーター 基準省令第 18 条により読み替えて適用される基準省令第 7 条第 3 項に規定する事項及び同条第 6 項（視覚障害者が利用するエレベーターに限る。）に規定する事項</u></p> <p>(2) <u>(1)のエレベーター以外のエレベーター</u></p> <p><u>イ 不特定かつ多数の者が利用するエレベーター 基準省令第 18 条により読み替えて適用される基準省令第 7 条第 2 項に規定する事項及び同条第 4 項に規定する事項</u></p> <p><u>ロ 主として高齢者、障害者等が利用するエレベーター 基準省令第 18 条により読み替えて適用される基準省令第 7 条第 2 項に規定する事項</u></p> <p><u>(建物の一部が要件該当特定建築物である場合の取扱い)</u></p> <p><u>47の2-5 一の建物が措置法第 47 条の 2 第 3 項第 3 号の規定に該当する特別特定建築物（以下「要件該当特別特定建築物」という。）に該当する部分と要件該当特別特定建築物以外の部分から成っている場合には、当該要件該当特別特定建築物に該当する部分についてのみ同条第 1 項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(用途変更等があった場合の適用)</p> <p><u>47の2-6</u> .....</p> <p><u>(床面積の意義)</u></p> <p><u>47の2-7 措置法令第 29 条の 5 第 4 項第 1 号に規定する床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積によるものとする。</u></p>
(廃 止)	
(廃 止)	

改 正 後	改 正 前
<p>(資本的支出)</p> <p><u>47の2-5</u> ……………</p> <p>……………資本的支出……………</p>	<p>(資本的支出)</p> <p><u>47の2-8</u> ……………</p> <p>……………資本的支出(増築に該当するものを除く。以下同じ。)…</p> <p>……………</p> <p>④ <u>措置法令第29条の5第5項に規定する増改築に係る計画に係る特別特定建築物については、その増改築に係る部分が同条第4項に定める要件を満たす必要があることに留意する。</u></p>

十六 第55条(海外投資等損失準備金)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(付随事業の例示)</p> <p>55-5 ……………</p> <p>……………<u>又は採掘した鉱産物の精錬</u>……………</p>	<p>(付随事業の例示)</p> <p>55-5 ……………</p> <p>……………<u>採掘した鉱産物の精錬又は伐採した木材の合板若しくはパルプの製造</u>……………</p>

十七 第57条の7の2(中部国際空港整備準備金)関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(適格合併等により引継ぎを受けた中部国際空港整備準備金の均分取崩し)</u></p> <p><u>57の7の2-1 適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた中部国際空港整備準備金(連結事業年度において積み立てた中部国際空港整備準備金を含む。以下同じ。)の措置法第57条の7の2第3項の規定による均分取崩しについては、55-7の2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>57の7の2-2</u> 中部国際空港整備準備金……………、<u>55-17</u>、<u>55-18</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>57の7の2-1</u> 中部国際空港整備準備金(連結事業年度において積み立てた中部国際空港整備準備金を含む。)……………、<u>55-18</u>……………</p>

十八 第57条の9《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第57条の9</u> 《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係</p>	<p><u>第57条の10</u> 《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係</p>
<p>(実質的に債権とみられないもの)</p> <p><u>57の9-1</u> 措置法令第33条の8第2項……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>(7) ……………</p> <p>(8) ……………</p> <p>(9) ……………</p> <p>(実質的に債権とみられないものの簡便計算)</p> <p><u>57の9-2</u> 措置法令第33条の8第3項……………</p>	<p>(実質的に債権とみられないもの)</p> <p><u>57の10-1</u> 措置法令第33条の9第2項……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>(7) ……………</p> <p>(8) ……………</p> <p>(9) ……………</p> <p>(実質的に債権とみられないものの簡便計算)</p> <p><u>57の10-2</u> 措置法令第33条の9第3項……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(適用事業区分)</p> <p><u>57の9-3</u> ……<u>措置法令第33条の8第4項</u>……………</p> <p>(注) 1 ……</p> <p>2 ……</p> <p>(主たる事業の判定基準)</p> <p><u>57の9-4</u> 法人が<u>措置法令第33条の8第4項</u>……………<u>表す</u>……………</p> <p>…</p> <p>(注) ……</p> <p>(いわゆる製造問屋の繰入率)</p> <p><u>57の9-5</u> ……</p> <p>……………<u>措置法令第33条の8第4項</u>……………</p>	<p>(適用事業区分)</p> <p><u>57の10-3</u> ……<u>措置法令第33条の9第4項</u>……………</p> <p>(注) 1 ……</p> <p>2 ……</p> <p>(主たる事業の判定基準)</p> <p><u>57の10-4</u> 法人が<u>措置法令第33条の9第4項</u>……………<u>表わす</u>……………</p> <p>…</p> <p>(注) ……</p> <p>(いわゆる製造問屋の繰入率)</p> <p><u>57の10-5</u> ……</p> <p>……………<u>措置法令第33条の9第4項</u>……………</p>

十九 第58条(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(鉱物を原材料として製造した物品の範囲)</p> <p>58-2 <u>措置法令第34条第2項第3号又は第11項第3号</u>……………</p> <p>(鉱物を原材料として製造された中間製品の販売による収入金額等)</p> <p>58-3 ……<u>措置法令第34条第2項第3号又は第11項第3号</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>(鉱物を原材料として製造した物品の範囲)</p> <p>58-2 <u>措置法令第34条第1項第3号又は第9項第3号</u>……………</p> <p>(鉱物を原材料として製造された中間製品の販売による収入金額等)</p> <p>58-3 ……<u>措置法令第34条第1項第3号又は第9項第3号</u>……………</p> <p>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>……………<u>措置法規則第 21 条の 15 第 1 項第 2 号又は第 5 項第 2 号</u>…………… ……………</p> <p>(原材料として購入した鉱物)</p> <p>58-4 <u>措置法規則第 21 条の 15 第 1 項</u>……………<u>措置法令第 34 条第 1 項</u>…………… ……………</p> <p><u>措置法規則第 21 条の 15 第 5 項</u>……………</p> <p>(鉱物の販売対価として通常受けるべき金額)</p> <p>58-5 <u>措置法規則第 21 条の 15 第 1 項括弧書</u>…………… <u>同条第 5 項括弧書</u>……………</p> <p>(採掘所得金額に係る益金の額)</p> <p>58-6 ……………<u>措置法令第 34 条第 2 項又は第 11 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58-12 ……………<u>措置法令第 34 条第 13 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p>	<p>……………<u>措置法規則第 21 条の 16 第 1 項第 2 号又は第 4 項第 2 号</u>…………… ……………</p> <p>(原材料として購入した鉱物)</p> <p>58-4 <u>措置法規則第 21 条の 16 第 1 項</u>……………<u>鉱業法第 3 条第 1 項</u>…………… ……………</p> <p><u>措置法規則第 21 条の 16 第 4 項</u>……………</p> <p>(鉱物の販売対価として通常受けるべき金額)</p> <p>58-5 <u>措置法規則第 21 条の 16 第 1 項括弧書</u>…………… <u>同条第 4 項括弧書</u>……………</p> <p>(採掘所得金額に係る益金の額)</p> <p>58-6 ……………<u>措置法令第 34 条第 1 項又は第 9 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58-12 ……………<u>措置法令第 34 条第 11 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(石炭鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58-13 ……措置法令第 34 条第 13 項第 3 号及び第 4 号……</p> <p>…</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(石油及び可燃性天然ガス鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58-14 ……措置法令第 34 条第 13 項第 1 号から第 3 号まで……</p> <p>…</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p>	<p>(石炭鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58-13 ……措置法令第 34 条第 11 項第 3 号及び第 4 号……</p> <p>…</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(石油及び可燃性天然ガス鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58-14 ……措置法令第 34 条第 11 項第 1 号から第 3 号まで……</p> <p>…</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p>

二十 第 61 条(認定研究開発事業法人等の課税の特例)関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 5 章の 3 認定研究開発事業法人等の課税の特例</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第 61 条 《認定研究開発事業法人等の課税の特例》関係</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>61-1 措置法令第 37 条第 1 項に規定する軽減対象所得金額 (以下「軽減対象所得金額」という。)を計算する場合の益金の額は、措置法第 61 条第 1 項に規定する研究開発事業又は統括事業 (以下「研究開発事業等」という。)に係る収</u></p>	



改 正 後	改 正 前
<p><u>入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、貸倒引当金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰り入れた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において軽減対象所得金額（措置法令第 39 条の 90 の 3 第 1 項に規定する軽減対象連結所得金額を含む。）の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</u></p> <p>(1) <u>国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入による益金の額</u></p> <p>(2) <u>固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額</u></p> <p>(3) <u>受取配当金、受取利子等の営業外収益の額</u></p> <p><u>（軽減対象所得金額に係る損金の額）</u></p> <p>61-2 <u>軽減対象所得金額を計算する場合の損金の額は、研究開発事業等に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>棚卸資産の評価換えによる損失の額</u></p> <p>(2) <u>減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</u></p> <p>(3) <u>減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）</u></p> <p><u>（申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義）</u></p> <p>61-3 <u>措置法第 61 条第 2 項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、60-6 の取扱いを準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>